

観 参 第 3 3 4 号
令和8年7月16日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、登録旅行業者に対して、周知方をよろしくお願いいたします。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人日本旅行業協会会長及び一般社団法人全国旅行業協会会長に対しても通知したことを申し添えます。

観 参 第 3 3 4 号
令和8年7月16日

各地方運輸局観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので周知致します。

観 参 第 3 3 4 号
令和8年7月16日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。

観 参 第 3 3 4 号
令和8年7月16日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。

国自旅第56号の2
令和8年7月16日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、旅行業界に対して周知されたい。

国自旅第56号
令和8年7月16日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域に係る特例措置の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で団体旅行から個人旅行に移行しているが、労働時間規制等によるバス運転士不足等によって、需要の集中する一定の時期や地域において貸切バスの供給が不足することが予想されることから、訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

訪日外国人旅行者を旅客とする運送については、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成27年2月27日付け国自旅第321号）」において特例措置を設けて対応してきたところであるが、コロナ禍以降、インバウンド需要の回復に伴い、本特例措置による運行が増加した一方、特例適用中における事故件数は貸切バス全体の事故件数と比較して高い水準にあり、安全確保の観点から懸念が生じたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送として取り扱うこととし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バスという。」）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

また、本件については、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

なお、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成27年2月27日付け国自旅第321号）」は、本通達の施行をもって廃止する。

記

(1) 対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度(以下、「安全性評価認定」という。)において二ツ星以上の認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ. 1⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和10年3月末日まで。
- ③ 営業区域 営業所が所在する都府県に隣接する都道府県(別記に定めるものに限る。)を臨時営業区域とする。

(2) 対象とする旅客の範囲

訪日外国人旅行者

(3) 認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ. 1③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。
- ③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。
- ④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書(1部)を臨時営業区域を管轄する地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下、「各運輸局等」という。)に提出することとする。
- ⑤ 認可は原則として即日行うこととする。
- ⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成11年12月13日付け自旅第129号)」第1.1.(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

(4) 認可に付す条件

認可に際しては、以下の条件を付すこととする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 安全性評価認定における認定の取消、失効又は一ツ星の認定(以下、「認定の取消等」という。)があった場合には、認定の取消等があった翌日から本認可は

失効するものとする。

- ④ この認可に係る輸送実績報告書(別紙様式1～4)を以下の期日までに提出すること。また、この認可に係る自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第3条第1項に基づき報告が義務付けられた事故がある場合は、当該自動車事故報告書の写しを添付すること。
 - (イ)令和 9年9月15日:認可日から令和 9年8月31日までの実績
 - (ロ)令和10年2月15日:認可日から令和10年1月31日までの実績
- ⑤ 臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこととし、提出期限は厳守すること。
- ⑥ 臨時営業区域内を運行する事業用自動車については本認可書の写しを携行するとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示すること。
- ⑦ この認可は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(5)輸送の安全等に係る調査

この認可を受けた事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、臨時の報告を求めるとともに、必要に応じ調査を実施する。

(6)認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

この認可に基づく運送であって、認定の取消等があった日より前に運送の申し込みがなされ、当該運送する日が認定の取消等があった日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな運送については、この運送を認めることとする。

(7)認可状況の公表

- ① 認可状況は、各運輸局等単位で実施するものとし、各運輸局等のホームページに掲載するものとする。
- ② 認可状況の公表内容は、次のとおりとする。
 - (イ)認可年月日
 - (ロ)営業所の所在都道府県名
 - (ハ)事業者の氏名又は名称
 - (ニ)認可された臨時営業区域

附 則(令和8年7月16日 国自旅第56号)

- 1 この通達は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について(平成27年2月27日付け国自旅第321号)」(5)の規定により付された条件に違反した者は、(1)①の対象事業者から除くものとする。

- 3 この通達の施行前に廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について(平成27年2月27日付け国自旅第321号)」に基づく運送の申込みについては、なお従前の例による。

別記

- ① 陸地で接する都府県
- ② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）
- ③ 青森県を営業区域とする事業者は、北海道
- ④ 北海道内を営業区域とする事業者は、北海道全域
- ⑤ 沖縄県内を営業区域とする事業者は、沖縄県全域

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域に係る特例措置の設定について

新 通 達	旧 通 達
<u>国自旅第 5 6 号</u> <u>令和 8 年 7 月 1 6 日</u>	国自旅第 3 2 1 号 平成 2 7 年 2 月 2 7 日 国自旅第 1 7 5 号 一部改正 平成 2 7 年 9 月 2 9 日 国自旅第 4 0 6 号 一部改正 平成 2 8 年 3 月 3 0 日 国自旅第 1 7 1 号 一部改正 平成 2 8 年 9 月 3 0 日 国自旅第 4 0 3 号 一部改正 平成 2 9 年 3 月 3 0 日 国自旅第 3 0 4 号 一部改正 平成 3 0 年 3 月 2 3 日 国自旅第 2 9 2 号 一部改正 平成 3 1 年 3 月 2 6 日 国自旅第 3 2 9 号 一部改正 令和 2 年 3 月 3 0 日 国自旅第 4 9 6 号 一部改正 令和 3 年 3 月 3 0 日 国自旅第 5 4 9 号 一部改正 令和 4 年 3 月 2 2 日 国自旅第 5 6 1 号 一部改正 令和 5 年 3 月 2 9 日 国自旅第 4 1 2 号 一部改正 令和 6 年 3 月 2 8 日 国自旅第 3 4 0 号 一部改正 令和 7 年 3 月 2 7 日 国自旅第 2 1 6 号 一部改正 令和 8 年 3 月 3 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域に係る特例措置の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で団体旅行から個人旅行に移行しているが、労働時間規制等によるバス運転士不足等によって、需要の集中する一定の時期や地域において貸切バスの供給が不足することが予想されることから、訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

訪日外国人旅行者を旅客とする運送については、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」において特例措置を設けて対応してきたところであるが、コロナ禍以降、インバウンド需要の回復に伴い、本特例措置による運行が増加した一方、特例適用中における事故件数は貸切バス全体の事故件数と比較して高い水準にあり、安全確保の観点から懸念が生じたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成１９年９月１３日付け国自旅第１３９号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送として取り扱うこととし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた
臨時営業区域の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で、深刻なバス運転者不足等により、引き続き貸切バスの供給が逼迫することが予想されることから、これら訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、今般観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、現下の訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成１９年９月１３日付け国自旅第１３９号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することとし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

また、本件については、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

なお、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」は、本通達の施行をもって廃止する。

記

（１）対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度（以下、「安全性評価認定」という。）において二ツ星以上の認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ．１⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和１０年３月末日まで。
- ③ 営業区域 営業所が所在する都府県に隣接する都道府県（別記に定めるものに限る。）を臨時営業区域とする。

（２）対象とする旅客の範囲

（略）

（３）認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ．１③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。

記

（１）対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ．１⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和８年９月末日まで。
- ③ 営業区域 (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する府県に隣接する道府県（別記に定めるものに限る。）を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とすることができる。

（２）対象とする旅客の範囲

（略）

（３）認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ．１③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。

③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。

④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（１部）を臨時営業区域を管轄する地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下、「各運輸局等」という。）に提出することとする。

⑤ 認可は原則として即日行うこととする。

⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成１１年１２月１３日付け自旅第１２９号）」第１.１.(３)に基づく運賃・料金の設定届出は、臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

（削除）

③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。

④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（１部）を（１）③（イ）の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。なお、（１）③（ロ）のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（１部）を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。

⑤ 認可は原則として即日行うこととする。

⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（一部改正平成２６年３月２６日付け国自旅第６１８号）」第１.１.(３)に基づく運賃・料金の設定届出は、（１）③（イ）のみを臨時営業区域とする場合には、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金を適用する旨の記載を事業計画の変更認可申請書に記載することで足りることとする。

なお、隣接道府県（本来の営業区域に含まれている隣接府県の境界に接する市町村を除く）を発地又は着地とする運送（（１）③（イ）を着地又は発地とする運送を除く）については、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

（４）指導事項

① 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の写しを携行させるとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示しなければならないことを指導するものとする。

(4) 認可に付す条件

認可に際しては、以下の条件を付すこととする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 安全性評価認定における認定の取消、失効又は一ツ星の認定（以下、「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等があった翌日から本認可は失効するものとする。

- ④ この認可に係る輸送実績報告書（別紙様式１～４）を以下の期日までに提出すること。また、この認可に係る自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第３条第１項に基づき報告が義務付けられた事故がある場合は、当該自動車事故報告書の写しを添付すること。

(イ) 令和９年９月１５日：認可日から令和９年８月３１日までの実績

(ロ) 令和１０年２月１５日：認可日から令和１０年１月３１日までの実績

- ⑤ 臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこととし、提出期限は厳守すること。
- ⑥ 臨時営業区域内を運行する事業用自動車については本認可書の写しを携行するとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示すること。
- ⑦ この認可は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

(5) 輸送の安全等に係る調査

(略)

(6) 認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

(略)

(7) 認可状況の公表

(5) 認可に付する条件

認可に際しては、以下の条件を付することとする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下、「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等の後１ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
- ④ 令和８年９月１５日までに、令和８年８月３１日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。

(新設)

- ⑤ この認可は、令和８年９月３０日限り、その効力を失う。

(6) 輸送の安全等に係る調査

(略)

(7) 認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

(略)

(新設)

① 認可状況は、各運輸局等单位で実施するものとし、各運輸局等のホームページに掲載するものとする。

② 認可状況の公表内容は、次のとおりとする。

(イ) 認可年月日

(ロ) 営業所の所在都道府県名

(ハ) 事業者の氏名又は名称

(ニ) 認可された臨時営業区域

附 則（令和８年７月１６日 国自旅第５６号）

１ この通達は、令和８年１０月１日から施行する。

２ 廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」（５）の規定により付された条件に違反した者は、（１）①の対象事業者から除くものとする。

３ この通達の施行前に廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」に基づく運送の申込みについては、なお従前の例による。

別記

① 陸地で接する都府県

② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）

③ 青森県を営業区域とする事業者は、北海道

④ 北海道内を営業区域とする事業者は、北海道全域

⑤ 沖縄県内を営業区域とする事業者は、沖縄県全域

附 則（令和８年３月３１日 国自旅第２１６号）

１ この通達は、令和８年４月１日から適用する。

２ この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第１５条第１項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

別記

① 陸地で接する府県

② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）

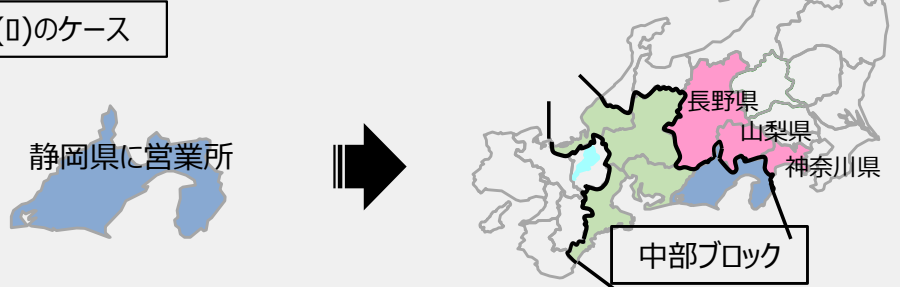
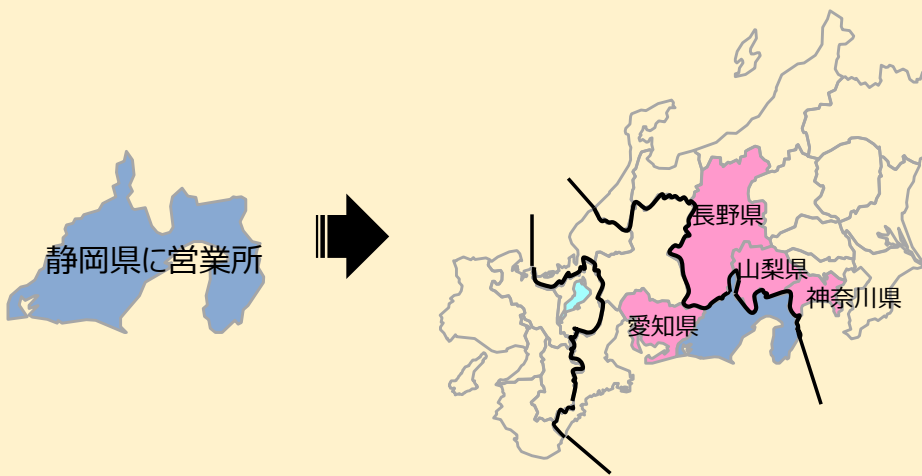
③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道

④ （新設）

⑤ （新設）

インバウンド営業区域特例措置の新制度

- これまで本特例措置は期間限定とした上でその期間を延長し、認可も自動更新としていたが、営業区域の設定地域や要件が変更となったため、現行の特例措置は廃止し、新たに特例措置を講じた上で、全ての事業者が新たに認可を受けることとなる。
- 今回の特例措置については、1年半（令和8年10月1日～令和10年3月31日）の措置とし、そのうち1年間の実績を分析し、改めて見直しの必要性等を今後検討することとする。

	旧 制 度	新 制 度
対象事業者	一ツ星以上の事業者※ ¹	二ツ星以上の事業者※ ¹ (特例措置における認可に付す条件に違反した者を除く※ ²)
営業区域	(イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）を臨時営業区域とする。 (ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。 ・陸地で接する府県 ・架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県。） ・青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道。 (イ)のケース  (ロ)のケース 	営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とする。 ・陸地で接する都府県 ・架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県） ・青森県を営業区域とする事業者は北海道。 ※北海道については道内全域。沖縄県については島しょ毎全域。 
認可の失効	・安全性評価認定の取消、失効	・安全性評価認定の取消、失効、降格（二ツ星→一ツ星）

※¹（公社）日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定事業者

※² 認可に付す条件：①取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る

②運行管理等計画書の記載事項を変更する際の事前報告

③認可に係る輸送実績報告書を定められた期日までに提出し、自動車事故報告規則に基づき報告が義務付けられた事故がある場合は、当該自動車事故報告書の写しを添付する

④臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行う

⑤臨時営業区域内を運行する事業用自動車は本認可書の写しを携行し、国土交通省職員から提示を求められた場合は提示する

インバウンド営業区域特例措置認可事業者の公表について

- 要件の見直しによって、認可を受けた事業者であっても認可期間中に失効が生じることが多くなるため、バスの手配を行う旅行会社等が法令を遵守するため、認可事業者の一覧を各地方運輸局及び沖縄総合事務局において、本特例措置における認可状況を公表する。
- 公表事項は、①認可年月日、②営業所の所在都道府県名、③事業者名、④臨時営業区域として認可された都道府県とし、認可の失効があった事業者は一覧から削除する。

(様式例)

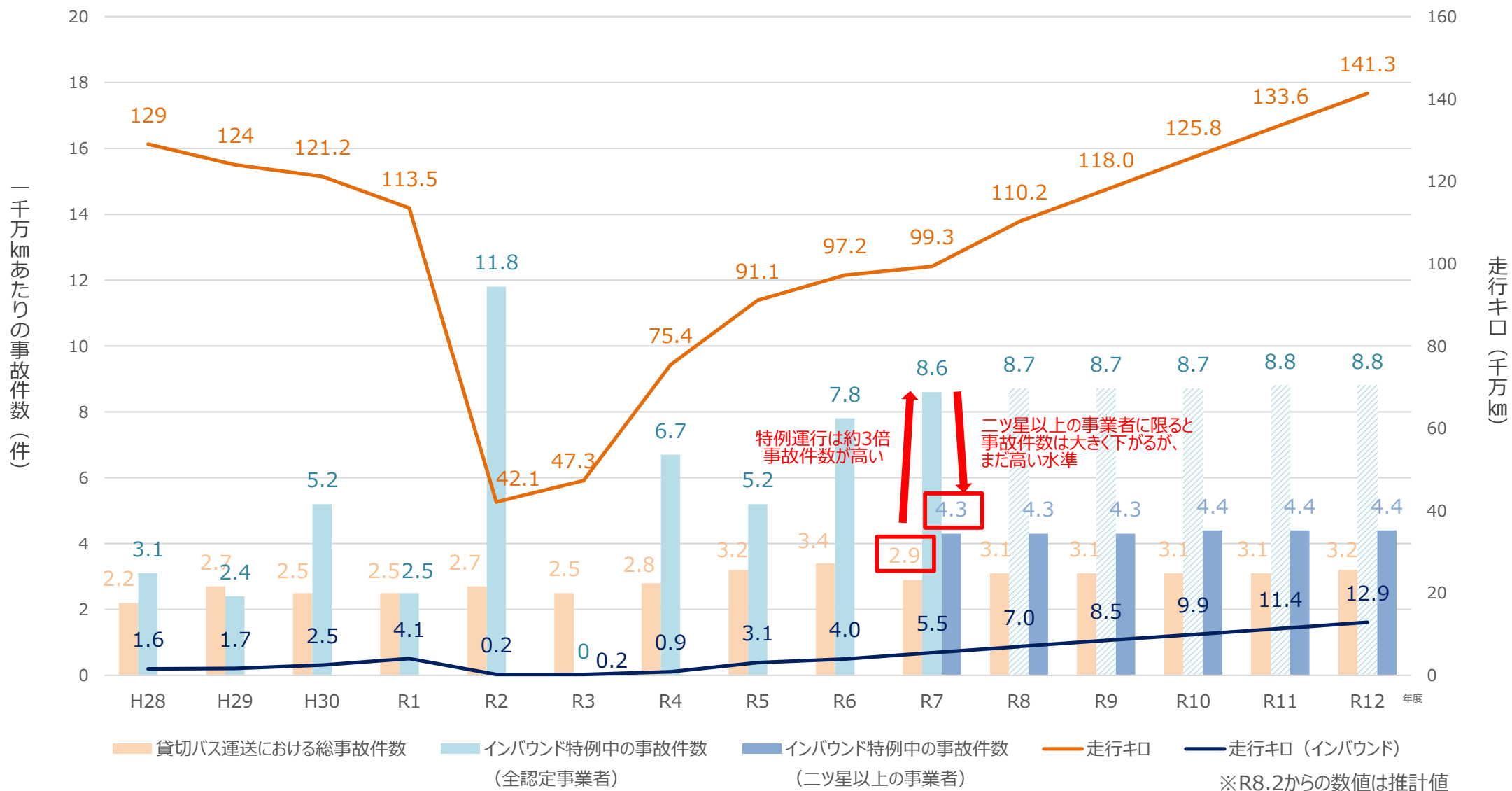
訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置 認可事業者一覧 (〇〇運輸局/沖縄総合事務局)

(2026年〇月〇日現在)

認可年月日	営業所の所在都道府県	事業者の氏名又は名称	認可された臨時営業区域

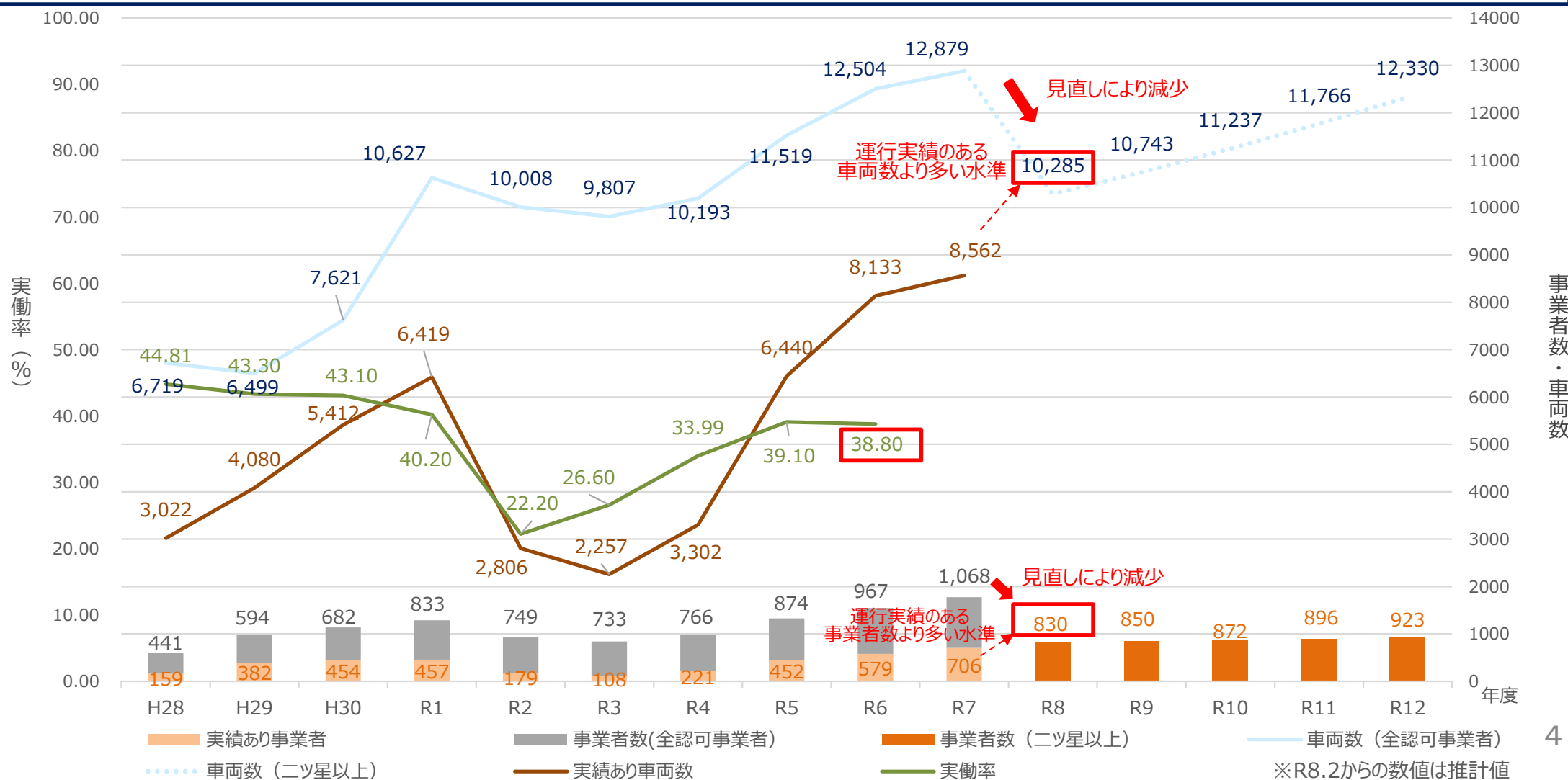
(参考)インバウンド営業区域特例措置の見直しについて

- コロナ禍以降、インバウンド需要の回復に伴い、特例措置による運行も増加している一方、特例適用中における事故件数（8.6件/1千万km）は、貸切バス全体の事故件数（2.9件/1千万km）と比較して約3倍高い水準にあり、今後も相対的に高い水準が続くと見込まれ、安全確保の観点から懸念がある。
- 安全性評価認定制度は安全確保の取組内容に応じて、一ツ星から五ツ星の評価を行っているが、特例適用中の事故の半数以上は一ツ星事業者が起こしており（一ツ星事業者の事故件数：13.0件/1千万km）、二ツ星以上の事業者の事故件数（4.3件/1千万km）は相対的に低い水準となっている。
- 二ツ星以上の事業者に限った場合であってもなお、事故件数は貸切バス総事故件数に対して高い水準となることを見込まれる。このため、運行距離の増加による安全への影響を踏まえ、臨時営業区域は隣接都道府県のみを設定とする。



(参考)見直しによる供給台数への影響

- 要件の見直しにより、二ツ星以上の認定を受けた事業者に限定した場合、特例措置を受ける事業者はR8年度において減少（R7:1,068者→R8:830者）するとともに、車両数も減少（R7:12,879→R8:10,285両）することが見込まれる。
- 事業者数、車両数ともに直近の運行実績より多い水準（事業者数（R7:706者→R8:830者）、車両数（R7:8,562両→R8:10,285両））であるため、供給量を著しく制限するものではないと考えられる。
- また、臨時の営業区域の範囲を隣接都道府県に縮小するが、近年貸切バスの実働率は概ね4割弱に留まっており、稼働に余力があると想定されることから区域の縮小が直ちに需給の逼迫を招くものではないと考えられる。
- 一方で、本特例措置を講じてもなお、バスが不足する場合は、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について（平成19年9月13日国自旅第139号）」（いわゆるイベント通達）に基づき、個別に申請することとする。この際、旅行協議会等による輸送要請文書に当該営業区域のバス事業者及び本特例措置によって当該営業区域を臨時営業区域として認可されている事業者に対して手配依頼をした結果の文書を添付させることとする。



現行特例措置に関する経過措置

- 現行の特例措置において、インバウンド臨時営業区域の特例措置の認可に基づく運送については、認定の取消等があった日より前に運送の申し込みがなされており、かつ当該運送日が認定の取消等があった日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな場合には、経過措置として当該運送を認めることとしている。
- そのため、現行のインバウンド臨時営業区域に係る通達において、現在認可されている事業者の認可期間は令和8年9月末までとされているが、当該認可期間の満了後についても、令和8年9月末までに申し込みがなされた運送であって、当該運送日が同月末から2か月以内であることが運送引受書等により明らかな場合には、経過措置として当該運送を認めるものとする。

新制度移行後の取扱い

- インバウンド臨時営業区域の特例措置の見直し後、一ツ星事業者は対象外となるが、安全性評価認定の更新（2年ごと）を受ける事業者については、更新後に2ツ星の認定を受ければ、あらためて認可を受けることが可能。
- 貸切バス事業者安全性評価認定規程において、更新事業者については4月中に申請を受け付け、更新の可否は12月の委員会で審議・決定することとされているため、今年度更新で二ツ星となった事業者については、本年12月以降に認可申請が可能。

